

# アラブ征服期におけるエジプトの税制について

清水 誠

【要約】 初期イスラームの税制史に関して、D. C. Donnet は重要な研究を残したが、ムスリムの伝承資料を無批判に利用した点と、征服当初からウマイヤ朝中期に至るまでの税制の展開という点をあまり考慮しなかったことのために、彼の研究は出発点から多くの難点を抱えてしまった。そこで本稿では、ムスリムの伝承資料の特異性を顧慮しつつ、被征服民のキリスト教徒が残した史書をも最大限に利用しながら、アラブ征服期のエジプトにおいて、いかなる税制が確立されたかを明らかにしたい。

史林 四九卷三号 一九六六年五月

アラブ・ムスリム軍が征服した土地の税制を研究するには、その前提条件として、征服の形式およびこれをめぐるムスリムの法家や史家たちの論争の問題が取り上げられねばならない。エジプトの場合もその例に漏れないが、この点についてはさきに発表した拙稿「アラブのエジプト征服をめぐる論争について」(『西南アジア研究』一四号)で扱った。それで本稿では、その続編として、アラブ征服によってエジプトにどんな税制が生まれたかを検討してみたい。なお主要史料の略称は次の通りとする。

- |          |  |
|----------|--|
| John     | R. H. Charles (tr.): <i>The Chronicle of John, Bishop of Nikiu</i> , London, 1916. |
| Ibn Sa'd | Ibn Sa'd: <i>al-Tabaqāt al-kubrā</i> , 8vol., Bayrūt, 1957-58.                     |
| Hakam    | Ibn 'Abd al-Hakam: <i>Futūh Misr wa-l-Maġrib</i> , al-Qāhira, 1961.                |
| Balāḡuri | al-Balāḡuri: <i>Futūh al-buldān</i> , 3vol., al-Qāhira, 1956-[1960].               |
| Ya' qūbi | al-Ya' qūbi: <i>Tarīḥ al-Ya' qūbi</i> , 2vol., Bayrūt, 1960.                       |

- Ṭabari al-Ṭabari: Ta'riḥ al-umam wa-l-mulūk, 8 vol., al-Qāhira, 1938-39.
- Eutychius Eutychius: Eutychni Patriarchae Alexandrini Annales, texte arabe, 2 vol., Bayrūt, 1909, (1954 réimp.)
- Kindi al-Kindi: Wulāt Miṣr, Bayrūt, 1959.
- Sawirus Sawirus b. al-Muqaffā': History of the Patriarchs of the Coptic Church of Alexandria, Arabic t., Patrologia Orientalis, I/2 & 4, V/1, X/5, Paris.
- Dahabi al-Dahabi: Ta'riḥ al-Islām, 5 vol., al-Qāhira, 1367-68 H.
- Ḥifāt, al-Maqrizi: al-Ḥifāt, 4 vol., al-Qāhira, 1324 H.
- Tagribirdi Ibn Tagribirdi: Nuḡun al-zāhira, 12 vol., al-Qāhira, 1929-56.
- Suyūfi al-Suyūfi: Husn al-muḥādara fi alḥār Miṣr wa-l-Qāhira, 2 vol., al-Qāhira, 1321 H.
- PERF Papyrus Ezerzog Rainer: Führer durch die Ausstellung, v. J. Karabacek, Wien, 1894.
- Dennett D. C. Dennett: Conversion and the Poll Tax in Early Islam, Harvard Univ. Press, 1950. <sup>②</sup>

## 一

初期イスラームの税制史に関して、かなり突込んだ研究を残した D. C. Dennett は、エジプトについて、征服直後には次の四つの制度があったとしている(七三頁)。

一、アラブ軍はコプト人の共同体と和約を結んだが、それは成人男子一人当たりニディーンと地積一フエッダーン当たり一ディーンールの率にもとづく現金税、および土地の生産物に対する現物税の支払い、ムスリムのための食物および衣類の特別譲出と款待の義務を条件とする。この「貢納」は総額ではなくて課税率を意味する。

二、フレクサンドリアは武力で征服されたが、たったく征服軍の意のままになるハラジハ harāǧ 地である。

三、ペンタポリス Pentapolis は毎年増減のなす一定額を支払う。この地域は 'ahd (契約) 地である。

四、前代の国有地および税吏不入の私領地は、カリフ、ウマルがイラクについて行なったと同じように没収された。のち、封土はこの土地から与えられた。

この Dennett の考えは、<sup>①</sup> 前述の C. H. Becker や A. Grohmann の説と多くの点で対立する。そこで彼は二テ

イナーナルのジズヤ *gizya* が貢納であるか、それとも人頭税であるかの問題を始めとして、論争点を逐一検討し、自説の証拠固めを行なっているのであるが、そうした彼の推論の根底には、つねに右の四つの範疇が横たわっている。初期イスラームの税制を論じるに当たって、かなりの評価を得ている Dennett の研究は無視するわけにいかないもので、あらかじめ彼の説の批判を行なうことにしたい。

さて、第一のユプロト人の共同体についてであるが、これは総主教兼行政官の *Cyrus (al-Muqawgis)* とアラブ征服軍の *Amr b. al-'As* とのあいだで結ばれたと伝えられる和約 (*スルフ*)、すなわち以下の条件からなる協定をまとめたものである (七一七三頁)⑤。

- (1) ユプロト人の全成丁は各人二ディーナールの人頭税 (原文では *ジズヤ*) を支払う。
- (2) 子供、老人、婦人は免除される。
- (3) ユプロト人はムスリムに対し三日間の款待をする。
- (4) 被征服民の土地財産、教会は収奪されたり、干渉されたりしない。
- (5) アラブ軍は望む場所に駐屯地を設けることができる。
- (6) 土地所有者は二ディーナールの人頭税のほかに、ムスリム一人当たり三アルデブの小麦と酢、蜜、オリーブ油をそれぞれ二キストずつ供給す

る。(7) 土地所有者はまた穀物地一フェッダーン当たり一ディーナールと小麦二分の一アルデブ、大麦二ワイバ、もしくは一ジャリーブ当たり一ディーナールと三アルデブの穀物を支払う。

(8) 各ムスリムに衣服一式が支給される。

Dennett はただイブン・アブドゥル・ハカム *Ibn 'Abd al-Hakam*、スニーティ *al-Suyuti*、ヤアクビー *al-Ya'qubi*、エウチキウス *Eutychius*、バラズリー *al-Baladhuri* などが伝える諸伝承を総合して、これらの諸条件を列挙しているだけであるが、しかし、ムスリムの伝承資料をこのように無批判に用いるのは、きわめて危険なことである。資料として採用する前に、その伝承がどのような性格をもっているか、あらかじめ当たっておく必要がある。そこで、Dennett がこの和約に関する資料として用いている諸伝承を逐次検討することにする。なおエウチキウス、スニーティの記事は、イブン・アブドゥル・ハカムからの援用にすぎないので度外視する。

まずイブン・アブドゥル・ハカムで、和約の内容を伝えているのは、それぞれ左記のような系譜をもった伝承である。

② 'Ubayd Allāh b. Abī 'Ca'far } → Ibn Luḥay'a → 'Uyḡmān b. 'Ayyās b. 'Abbas al-Qiṭbānī }  
 Ṣāliḥ (Ḥakam 95, cf. Ḥifāt II, 66)

③ 一團の tabi'un → Ḥalid b. Yazid → { Ḥalid b. Ḥumayd }  
 { Yahyā b. Ayyūb }

→ Ḥalid b. Naḡīr → 'Uyḡmān b. Ṣāliḥ (Ḥakam 103, cf. Ḥifāt II, 70; Euty chius II, 23-24)

④ Yazid b. Abī Ḥabīb → al-Layl b. Sa'd → 'Abd Allāh b. Ṣāliḥ (Ḥakam 104, 106)

⑤ Yahyā b. Maymūn → [Yazid b. Abī Ḥabīb] → Ibn Luḥay'a → 'Abd al-Malik b. Maslama (Ḥakam 104, 127, cf. Ḥifāt I, 122; II, 70)

これらのほか、間接的に、すなわちメンクサンドリアの征服に関する伝承に付け加えて、エジプト全体のスルフを説明するものがあり、次の伝承系譜をまつている。

⑥ al-Ḥusayn b. Šufayy → al-Ḥasan b. 'Iawbān → { Mūsā b. Ayyūb }  
 { Rišādayn b. Sa'd } → Ḥanī' b. al-Mutawakkil (Ḥakam 122,

124, cf. Ḥifāt I, 268; II, 72; Euty chius II, 26)

これらのうち、③④⑤⑥はすべて前稿でそれぞれ第一、第

二、第四、第三の伝承系譜として紹介したので、系譜の検討は省略する。③④ Yahyā b. Maymūn は、ウマイヤ朝カリフ、ヒシャーム(在位回曆一〇五一—二五年)によりエジプトの裁判官に任命されており、没年は一四四年である。⑥ 'Abd al-Malik b. Maslama はどんな人物か比定できなかったが、イブン・アブドゥル・ハカムは彼の伝承を多数載せている。ただいずれも非常に短かく、しかも主要伝承に対する注釈の形で現われることが多いので、信憑性は低いと考えられる。

⑤系譜の伝承は、將軍アムルのエジプト侵入から、ビロン城塞の陥落までの征服過程をかなり詳しく伝えているのであるが、その内容は多分に武勳伝的である。そのうえ、当面の問題の和約については、いわば蛇足のような形で、'al-Muḡaqqis (Cyrus) はみずからと彼とともにいる人々のことを恐れて、そのころ、アラブのためにコプト人の男人一人に「ナイールを課する」という条件で、'Amr b. al-'As にスルフを求めていたが、彼はこれを承諾した」とのみ記しているにすぎない。コプト人の男一人当たりナイールというものがジズヤであるのか、ましてや Dennett

のいうように、人頭税であるのかはまったく不明である。

⑤⑥の各系統の伝承はすでに述べたように、とくにアレクサンドリアの征服について史実に相反しているので、征服直後の状態を正しく伝えていたとは考えられない。後世の意見を反映しているに違いなく、そのうち⑤と⑥系統はカリフ、ウマル二世（在位九九一—一〇一年）以前、もしくはいわゆるファイ理論<sup>⑦</sup>が固まる以前のものであり、⑥はウマル二世以後のものである。なお和約に関する③系統の伝承は⑤の注釈として記されており、その内容は④と同じく「コプト人の男各人に二ディナールを課するという条件で和約を結んだ」という簡単なものである。④系統による伝承は二回出ており、最初はやはり⑥の伝承の注釈として記されている。したがって内容も簡単で、コプト人の男すべてに二ディナールを課し、付帯条件としてそれは成丁に限り、女、老人、子供は含めないとある。ただ「それによって彼らを教えたところ、その数は八〇〇万に達した」という、この伝承の信憑性を低めるような文句がついている。和約についてもっとも詳しい内容を伝えているのは④で、Dennett の(1)から(5)までの条件は主としてこれに拠

っている。しかしそのなかで、ジズヤ *ḡiẓya* という語を用い、それが一人当たり二ディナールであることは述べても、このジズヤが「貢納」や「租税一般」でなく、「人頭税」であるという明確な表現はどこにもない。人頭税という場合には、その裏に対立概念としての土地税の存在が予定されているのであるが、⑥の伝承に関するかぎり、土地についてはその所有権がコプト人に属することを記すのみで、土地に対する課税の規定はない。これは Dennett のあげている(6)(7)の規定と矛盾する<sup>⑧</sup>。また彼が同時に出典としてあげているヤアクビーの記事 (Ya'qūbi II, 148) もきわめて簡単で、一人当たり二ディナールの課税が条件となっている。

(6)(7)(8)の諸条件の出典は主としてバラーズリーのp. 534 (Balādhuri I, 251-52) の伝承である。これは次のような系譜をもっている、アムルの子 'Abd Allāh b. 'Amr が語ったという形式になっている。

'Abd Allāh b. 'Amr → Abū Firas → Yazid b. Abī Ḥabīb → Ibn Luḡay'a → 'Abd Allāh b. al-Mubārak → Ibrāhīm b. Muslim al-Hwarizmi

‘Abd Allah b. ‘Amr はアムルに同行してエジプト征服に加わったといわれており、彼の没年には異説があるが、六五年というのがもっとも有力である。<sup>⑨</sup> Abu Firas はめったに登場しない人物で、このバラーズリーの伝承を除けば、アムルの死の前後の模様を語っているにすぎない。それは、アムルが死のまぎわに子の ‘Abd Allah を呼んで、死後のことを託し、‘Abd Allah がそれを実行したという内容で、多少の違いはあるが、イブン・アブドゥル・ハカムほか二三の史料に伝えられている。<sup>⑩</sup> 彼はアムルもしくは ‘Abd Allah の mawla であらう。‘Abd Allah と同時代の人である。ただイブン・サブド Ibn Sa‘d だけは、ハムラの第一 tabaga といっている、かなりの老人だったようである。<sup>⑪</sup>

Yazid b. Abi Habis, Ibn Luhay‘a などについてはすでに説明した。<sup>⑫</sup> ‘Abd Allah b. al-Mubarak はメルウ出身の学者で、多くの伝承があり、また伝承を求めてイラク、ヒジャーズ、シリア、エジプト、ヤマンに旅したといわれている。生没年は一一八一―一一八一年である。<sup>⑬</sup> Ibrahim b. Muslim al-Fihri ほとんど人物か筆者には比定できなかったが、バラーズリーは Futuh 二回、Ansab al-Asraf 二

何回か典拠者として用い、al-Fusayn b. ‘Ali al-Aswad (二五四年没) ‘Amr b. Muhammad al-Naqid (二三二年没)<sup>⑭</sup>らと同時代に扱っている。<sup>⑮</sup>

この系譜でまず気のつくことは、これまで紹介したイブン・アブドゥル・ハカムの諸伝承系譜と異なり、第一代目が一世紀半ばまで遡っていることである。バラーズリーより古いイブン・アブドゥル・ハカムにおいても、第一代目はせいぜい一世紀末から二世紀にかけての人々であり、そのうえ伝承そのものにも、多分に後世の意見が反映されていた。それをさらにもう一代遡らせ、しかもアムルの子の ‘Abd Allah に当っていることは、これが偽作の伝承系譜であることを感じさせる。このことは、さきに述べたアムルの死に関する諸伝承の系譜をみればより明らかとなる。<sup>⑯</sup> この伝承の作者は、伝承の権威を高めようとして、‘Abd Allah b. ‘Amr が登場する Abu Firas の伝承系譜を利用したにすぎないのである。伝承系譜がにせものとすると、伝承そのものも偽作であることは間違いない。事実、この伝承の書き出しをみれば、それは明確となる。すなわち ‘Abd Allah の言葉は「エジプトのことは人々によくわかってい

ない。ある者らは武力で征服されたと言い、他の者らは和約で征服されたと言っているが、真相はこうである。……」  
となっている。Abd Allahの当時に、すでにこうした征服に関する論争が起こっているとは考えられず、ここへの伝承作者の作偽が認められる。またこの伝承では、バビロンの城塞とバビロンの都市(巴比倫市)とが同一視され、この両者が単一の和約で開城したことになっているが、これは史実に反する。<sup>⑩</sup>

このように、当面の伝承が偽作であることを執拗に証明したのは、この伝承をなんらの批判もなく利用している Dennett の誤りを強調したからである。もしこの伝承を資料として生かすとすれば、それはあくまで後世の意見として、内容を厳密に検討し、分解したうえでなければならぬ。征服当時に関する資料にはなりえなくても、征服後何年かの状態を伝えている可能性はあるわけである。そこでこの伝承のうち、とくに税制に関する部分を列記すると次のようになる。

①バビロンの城主は、アムルがシリアで行なったこと、すなわちキリスト教徒やユダヤ人にジズヤを課し、土地は住民に安堵

して、ハラージュを支払わせるといふ条件を提案した。②土地の分配を求めた一部の者を除き、ムスリムたちは概してこれに賛成した。③貧者以外の各人にジズヤとして二ディーナールを課し、土地所有者はこの二ディーナールのほか、俸餉(Hizb)としてムスリムに支給される三アルデブの小麦、二キストずつのオリブ油、蜂蜜、酢(これはムスリム一人当たりの額)を供出する義務を負う。④毎年各ムスリムに支給する衣服一式をエジプト人全体が負う。⑤女、子供、財産は住民に安堵される。⑥カリフ、ウマルはこれを承認す。⑦それで土地はハラージュの土地(land taxes)となった。⑧バビロンの城主は、バビロンに関する以上のことが済むと、このスルフと同じような条件で、エジプトの住民全体についてのスルフも結んだ。⑨エジプトの土地にはハラージュを課し、一ジャリーブごとに一ディーナールと三アルデブの穀物を、各成人の頭には二ディーナールを課した。

Dennett のいう和約の(6)(7)(8)の条件は、それぞれ右記の③④⑤を根拠にしている。彼はこれらの条件もエジプト人全体に有効なものと考えているが、このバラズリーの伝承は①から⑦までと⑧⑨との二つの部分からなり、前半はバビロンの都市に関するもの、後半がそれに倣ったエジブ

ト全体に関するものであって、Dennett のように同一和約内の条項とみなすことはできない。また彼によると、(7)の条件は「一フェッダーン当たり一ディーナールと二分の一アルデブの小麦および二ワイバの大麦の支払い」でもあるといひ、出典にイブン・アブドゥル・ハカム (Hakam 207) をあげているが、この部分の記事は当面の和約となんらの関係もなく、また原文には「一ディーナール」の語もない。おそらく、上記のバラーズリーの⑨の文句から類推して、原典を故意に乱用したとみなされる。

このバラーズリーのロ。534 の特色は、イブン・アブドゥル・ハカムの場合と違って、ジズヤを明らかに「人頭税」の意味に用い、したがって、ハラージュをその対立概念の「地租」の意味に用いていることである。人間に対する課税と土地に対する課税とが、觀念上ならともかく、用語上においても明確に区別され、人頭税ジズヤ、土地税ハラージュとして、両者を対位的に用いるのはずっと後世になつてからである。イブン・アブドゥル・ハカムにおいても、ハラージュとジズヤが対位的に現われるのは、ウマル二世以後の意見を反映した⑩系統の伝承のみである。

このように「征服した土地をムスリム軍のあいだで分配せず、ムスリム全体のために固定した場合、その住民の頭(もしくは首)にはジズヤが、土地にはハラージュが課せられる。したがって土地はハラージュ地になる」というのは、Abu Hanifa (一五〇年没) をはじめとするイラークの法理論家たちの考えて、まさに当面のバラーズリーのロ。534 は、この派の法意見を伝えたものにはかならない。要するに、この伝承が資料的価値をもつとすれば、それはあくまで、法理論家たちのこうした見解が生まれるおそらく二世紀以後の知識として扱った場合のみであり、そのうえならば、当時よりやや以前の実情を伝えているとする可能性もなくはない。

以上によって明らかのように、「コプト人の共同体は征服直後から、各人二ディーナールの人頭税と一フェッダーン当たり一ディーナールプラスながしかの現物租による土地税を課せられた」とする Dennett の説は、いずれも伝承資料を曲解あるいは無批判に利用したために導き出されているのである。

次に「アレクサンドリアは武力で征服された結果、まっ



たく征服軍の意のままになるハラージュ地になった」とい

うのは妥当だろうか。このアレクサンドリアの武力征服とは、むろん二五年の叛乱の鎮圧を指している。「叛乱は最

初の和約の破棄を意味し、また鎮圧後新たな協定も和約の更新もなかったから、アレクサンドリアはハラージュ地にな

った」というわけで、Dennett は資料もあげず、これをあたかも自明のこととしている(七〇、七二七三頁)。なる

ほど「アレクサンドリアは叛乱によって契約を破棄した」と

述べているムスリム史家もあるが、これはあくまで後世の説明にすぎない。<sup>⑭</sup>前稿でも述べたように、ヤアクービー

によれば、二五年にアレクサンドリアが叛乱を起こしたと

き、カリフ、ウスマーンは捕虜となった住民を最初のズィン・*dimma* に戻した(Ya'qubi II, 164)とされており、

事実ウマイヤ朝初期、回暦七四年までは、アレクサンドリアの税務行政は市民の自治に委ねられている(Sawirus, PO, V, 5, 13; Entychius II, 41)。

またアレクサンドリアはハラージュ地になったというが、

ムスリム征服軍は最初から「ハラージュ地」という概念をもっていたわけではない。これは法理論家の専門用語で、

むろん後世になって発生した概念である。

Dennett のいう第三のペンタポリスについては、さほどの問題はなく、またこの地方(キレナイカ)は、歴史的にも

エジプト固有の地域とは別個に考えられているので、ここで論じる必要もなからう。

第四の、前代の国有地および私領地については、ただ Becker の研究が参考<sup>⑮</sup>にあげられているのみで、なんらの

論証もなされていない。それで、ここではこの問題に触れないでおく。

## 二

前節で述べたように、ペンタポリスの場合を除けば、

Dennett の説はなほだ疑問視される。同じムスリム史料を用いるにしても、もっと違った結論を導き出しえないだろうか。この点もつとも問題になるのは、やはりコプト人

の共同体の場合である。Dennett の用いた二つの主要資料のうち、まずイブン・アブドゥル・ハカムの⑥系統に代

表される伝承——以下ハカム⑥と略称する——すなわち、

いわゆるファイ理論が固まる以前の伝承の内容は

(1) コプトの成丁には一人当たり二ディーナールの現金税があり、またそれは *izya* の語で表示される。  
 (2) コプト人の土地の所有権はそのまま彼らに属して担税義務はない。

の二点に要約される。それに対して、ブラズリーの p. 534 の伝承は、後世の法意見にすぎなかったが、

(1) 成丁に「人頭税」(*izya*)として二ディーナールを課す。

(2) 土地には「地租」(*barağ*)を課し、土地所有者は一ジャリープごとに二ディーナールと三マルデンの穀物を納める。なおこの穀物はムスリムの俸餉 (*rizq*) となる。

の二点にしぼられる。この両者の相違は根本的で、むしろこのように互いに矛盾しあうものを並置することはできない。

さて、理由は不明であるが Dennett が利用しなかった資料があり、そのうち前者に共通するものに次のイブン・アブドゥル・ハカムの伝承がある。その一つは、エジプト征服のおり、契約 (*ahd*) が与えられたか否かについてこれを肯定して証言した古卷の語で、*Ubayd Allah b. Abi Ga'far* → *al-Layt b. Sa'd* → *Hišam b. Ishaq al-Yamiri* と

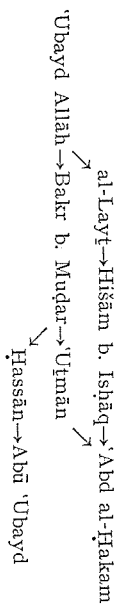
いう系譜によっている。

① コプト人には三つの *kitab* (文書) すなわち *Ima* の長 *Talmar Rasid* の長 *Quzman*、*al-Burullus* の長 *Yuhanna* に対する *kitab* があり、② そのスルフの条件は、各人にシスヤとしての二ディーナールとムスリムの俸餉 (*rizq*) の提供とである。③ 条件として六つあり、彼らを住地から連れ去らないこと、婦人、村、土地からは取り立てないこと、増税を行わないことである (Hakam 124-25; *Hišam* II, 72-73)。

*Ubayd Allah* → *al-Layt b. Sa'd* はすべてに本稿でも出てきた人物である。④ *Hišam b. Ishaq al-Yamiri* はどんな人物か比定できなかったが、イブン・アブドゥル・ハカムでもあまり登場しない。同じ趣旨の伝承は非常に簡略化された形であるが、*Ubayd Allah b. Abi Ga'far* → *Bakr b. Mudar* → *Uṭman b. Salih* の系譜によっても伝えられている。 *Bakr b. Mudar* は *al-Layt b. Sa'd* と同じ *tabaqa* に属し、生没年は一〇一七—一七四年である。⑤ *Uṭman b. Salih* についてはすでに触れた。

またこのイブン・アブドゥル・ハカムの伝承は *フー・ウ・イ・ハ* の記載によつて (Amwal n. 385, p. 141)。また⑥

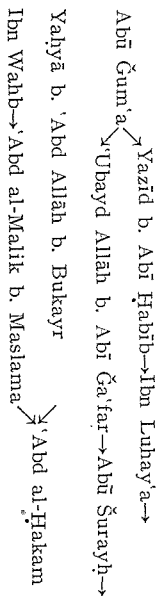
のうちの「村」(kufri)が、フバー・ウムイドでは「財基」(kuntz)となつてゐる。伝承系譜は 'Ubayd Allah b. Abi Ga'far → Bakr b. Mudar → Hasan b. 'Abd Allah である。Hasan はどんな人物か比定できなかったが、さほど問題はない。要するにこの伝承は



という系譜によつて我々に伝わつてゐる。この系譜中で重要な意味をもつ人物は、むしろ最初の 'Ubayd Allah b. Abi Ga'far である。彼は③系統の最初の伝承者で、その伝承では、徵稅条件はきわめて簡単に「コプト人の男各人に二ディナールを課す」(ただけ記されていた)ところで当面の伝承で注意を要するのは、②の各人に現金稅として二ディナールのジズヤを課するという点と、③の土地からは取り立てないという点である。③系統の伝承とこの伝承との相違は、「ジズヤ」の語が後者にのみみえるところ(ただけで内容のうえでは矛盾しなからぬ)に両者が共通した 'Ubayd Allah の主張を認めることが出来る。これはまた④系統の

内容とはほぼ一致している。

次に、いま述べた 'Ubayd Allah の伝承の「六つの条件」という点で類似する伝承がある。それは「總督 'Uqbā b. 'Amir (在位四五—四七年)がカリフ、ムアーウィヤに土地の讓渡を求めたところ承認されたが、ただその土地がスルム地であるかどうか調べるよう命じられた。すると彼は彼らには六つの条件、すなわち彼らの生命の保障、女・子供からは何も取らないこと、増稅されないこと、敵からの保護があると返答した」(Hakam 125-26, cf. Hiftat I.336; II, 73)といつのである。また同じ伝承が他の系譜によつても伝えられ、「六つの条件」が「土地からは何も取らないこと、増稅しないこと、能力以上に課さないこと、女からは取らなからぬこと、敵から守ること」(Hakam 126, cf. Hiftat I, 336)となつてゐる。伝承系譜は両者を合すると次のようになる。



Abū Gum'ā は総督 'Uqbā の mawla とされているが、

イブン・サアドによれば、マホメットの教友で、シリアにいたが、のちエジプトに定住したという。<sup>④</sup> Yazīd や 'Ubayd Allāh とのあいだには完全に世代が開きすぎ、このいずれの系譜も成立しがたい。したがって伝承そのものも偽作と考えられ、誰かが Abū Gum'ā に仮托して意見を伝えたのであろう。ただ「六つの条件」のうち、'Ubayd Allāh の系統にのみ「土地からは何も取らないこと」とあって、Yazīd b. Abī Ḥabīb の系統にこの条件がないのは注目に値する。'Ubayd Allāh と Yazīd は同時代の人物で、回曆一世紀末から二世紀にかけて活躍したのであるが、この伝承の相違は、案外「土地」についての両者の見解の相違を物語っているかも知れない。<sup>⑤</sup>

一方、バラズリーの p. 534 にかなり共通する内容をもつものに、さきに少し触れたイブン・アブドゥル・ハカムの ⑥ 系統の伝承がある。この伝承は、アレクサンドリア征服の事情を語っているのであるが、実際はカリフ、ウマル二世以後の意見を伝えたにすぎない。ただこれには、アレクサンドリア以外のエジプト全土に関するスルフが挿入

句的に説明されている。

④ エジプト全土は人頭税 (*ḥizya ras*) として各人に二ディナールの課税額でスルフ「地」となった。ただし一人当たり二ディナールを越えない。⑤ もっとも土地、播種地についてはその面積にたがって賦課される。⑥ アレクサンドリアの住民はハラージュとジズヤを支払う。

この伝承でまず注目すべきことは、各人に課せられる二ディナールを《*ḥizya ras*》すなわち「頭の子ズヤ」と呼び、はっきり「人頭税」の意味に規定している点である。

ハカム ⑥ では単に《*ḥizya*》とのみあって、これが果たして「人頭税」なのか、それとも「貢納」の一種なのかわからなかった。第二は土地に関する規定で、これはバラズリー p. 534 の「一ジャリーブごとに一ディナールと三アルデブの穀物の納付」と相通じるが、しかし、このような単位面積当たりの基準額は明示されていない。またバラズリーでは、これを《*ḥarag*》と名づけているが、この伝承ではそこまで明確な見解を示していない。武力(アンワ)征服のアレクサンドリアにはハラージュとジズヤがかかる」と主張するのであるから、スルフ征服のエジプト全土につ

いて、その土地税の存在を現実として認めながらも、これを「スルフ征服」という理由から、同じ「ハラージュ」の語で呼ぶわけにかなかったであろう。③系統の伝承は、ファイ理論が出されたのちのものであるとはいえ、明らかにまだ過渡的な見解を示している。

結局のところ、もはや明白なように、Denneftがもっとも根拠にした二つの資料、すなわちハカム<sup>④</sup>とバラーズリ<sup>⑤</sup>の534の伝承とのあいだにみられた矛盾は、実は年代的相違に由来しているのである。ウマイヤ朝中期、新たなファイ理論が打ち出されたウマル二世の治世がその転換期になっており、しかも両伝承のあいだにはかなりの年代差があつて、その中間に位置する見解が存在し、それらの諸見解には、前後に発展の跡がみられるのである。

ところでヤアクービーには、きわめて簡略ながら次のような課税方法が記載されている。

回曆二〇年、Amr b. al-'Asはマレクサンドリアとエジプトの全地域を征服し、一人当たり一ディーナールの率による彼らの頭の税 (ḥarağ ru'is=人頭税) と一〇〇アルデブにつき二アルデブの率による穀物税 (ḥarağ gallāt) として一四〇〇万ディ

ーナールを徴収した (Ya'qūbī II, 154)。

ここで問題になるのは、むしろ「①一人当たり一ディーナールの人頭税、②一〇〇アルデブにつき二アルデブの穀物税」の二点である。このいずれの規定も他に類をみないものであるが、実際問題としては大いにありうる。その可能性を見い出すには、エジプト征服以前にとられてきた、アラブの被征服民に対する課税方針をふり返ってみれば十分であろう。

まずマホメットの時代であるが、当時にはまだハラージュの語はなく、啓典の民への賦課は「ジズヤ」と呼ばれている。このジズヤは広義に用いられ、「人頭税」の意味もその一義として含まれる。マホメットのジズヤのうち、内容のはっきりしているのは、彼のタブーク遠征(九年)のさいのものであるが、それはいずれも一人当たり一ディーナールという、均等人頭税が基礎になっている<sup>⑥</sup>。その後、アッ・サワードの al-Hiraでアラブ軍が結んだスルフのジズヤは、一人当たり一四ディルハムであったが、これは各人均等一ディーナール(＝一〇ディルハム)というマホメットの人頭税に、サーサーン朝ペルシアの人頭税の最低額四

ディルハムを加えたものである。一方、エウフラテス河流域の農村地帯で結ばれたスルフでは、ジズヤはペルシア起源の各人四ディルハムと、そのほか貧富の程度に応じて割当徴収される一定総額とからなっている。<sup>⑤</sup> もっとも、この一定総額は内容的には土地税に当たるのであろうが、*ḥira* のジズヤと対比して考えるならば、一人当たり一ディナールというマホメットの人头税に相当するといえる。またシリアでは、概して一人当たり一ディナールの人头税が課せられている。<sup>⑥</sup>

このように見てくれば、マホメット時代から征服事業に従事し、シリア、ヨルダンの征服をへて、エジプト征服を行なったアムルが、まだ従来のエジプトの税制を知らず、これまで経験してきたスルフによって、エジプトにおいても一人当たり一ディナールの人头税を規定したとするとは至当であろう。これは、上エジプトのエドフ出土のパピルス文書（西暦八世紀初頭）によって、農民の人头税が一ディナール（*solidus*）であったと推定されることからもうなづけるのである。<sup>⑦</sup>

このような人头税に対して、一〇〇アルデブにつき二ア

ルデブという産額比率による現物税の規定は、他の史料にはまったくみられない。バラズリーには、ムスリムの俵餉となる現物租の規定はあったが、それは土地の所有面積を基準にした完全な土地税であった。前述のハカム<sup>⑧</sup>の規定とバラズリー<sup>⑨</sup>のそれとの場合のように、この内容の矛盾を年代的相違に置きかえるならば、土地税は地積基準による前に、産額比率によって、しかも現物で課税されたということになる。比率の数値そのものはともかく、現物税としての穀物が徴収されたことは、征服直後、バビロンから紅海に抜ける昔のトラヤヌス運河が、カリフ、ウマルの命によって新たに浚渫され、この運河を通じて、大量の穀物がメディアナへ送られた事実からもわかる。<sup>⑩</sup> しかしこの現物税が、産額比率と地積基準のいずれによって徴収されたかは、この資料だけでは不明である。

以上要するに、ムスリム史料を中心としてあえて仮説を立てるとすれば、最初期の課税基準は、一人当たり一ディナールの人头税とアラブのあいだではいまだ觀念の明確でない土地税とからなっていて、この土地税はおそらく村落など共同体ごとに割当額が決められたのであろうが、平

均して一人当り一ディナーに相当したと推定することができる。

### 三

前節で述べたように、いずれのイスラム伝承も、征服当初の税制の実状を忠実に伝えているとはいいがたく、立場の異なる法理論家や伝承家によって、それぞれの時代を背景とした見解が多分に織りこまれていた。したがって、こうしたイスラム伝承から後世挿入された部分をできるだけ取り去り、いわばその原資料に当たる部分を探し出して、実際上の税制を知るための手掛りとしなければならぬ。ただ視点を変えてみれば、これらの諸伝承はウマイヤ朝中期を中心とする税制の変遷を案外物語っているかもしれないのである。

しかし、征服直後のエジプトの税制についてもっと詳しく知る手段はないだろうか。この問題を解くに当たってあらかじめ考慮しておかねばならないのは、当時のアラブ・イスラム軍がもっていた「征服」(فتنة)の観念とその方針である。たとえば、一口にエジプトというが、彼らが征服

の対象として考えていたのは一様なエジプトではなくて、その当時のエジプトを構成した各行政体であり、もし和約を結ぶとすれば、その交渉相手は当該行政体を代表する都市であった。バビロンもしくはアレクサンドリアの和約がエジプト全体をも拘束すると考えるのは、後世のアラブ史家や法家の意見にすぎない。彼らにとって征服とは、抵抗の如何を問わず、都市もしくは村落を逐次占領することであり、和約が成立する場合には、都市およびその管轄地域を一つの独立的な政治共同体として把握し、その住民になんらかの形の貢納を義務づけることだったのである。

だが一方、これと半ば交錯する征服方針ももっていた。それは、原住民に対しては和約を結んでも、これまでの支配者であるローマ人に対しては徹底的に戦うということである。<sup>④</sup>これはイスラム軍の方針というよりも、歴史的現実とみなすべきであろう。ローマ軍には、支配権をかけて戦うかあるいは撤退する以外に道はなからうし、イスラム軍としても、抵抗するものには聖戦を継続するしかなかった。こうした事情をよく物語っているのは、シリアやパレスチナの征服である。<sup>⑤</sup>さらに敷衍していえば、將軍アムルはこのシ

リアやペレスチナにおける経験をもとにして、エジプト征服にのぞんだのである。ただ、ウマル一世による二〇年初(六四〇年末)の *diwan* 制度の設立を機会に、これまでのムスリム軍の征服方針は一部修正されることになった。そして、このウマル一世の政策転換のあとを受けて成立したのが、アレクサンドリアの和約であった。<sup>⑤</sup> *Dennett* はこの間の、アムルのエジプト侵入からアレクサンドリアの第一回目の征服に至るまでの事情にまったく考慮を払わず、二五年のアレクサンドリアの叛乱の鎮圧を征服の終了時点としているが、二五年以前にも、すでに税制に歴史のあることを看過してはならない。

ところで、征服当時の模様にもっとも詳しく、信憑性も高い史料は、なんといってもヨハネスの年代記である。ただ、現存しているのは重訳されたもので、<sup>⑥</sup> しかも脱落部分などがあったりして不完全なために、利用に困難なだけである。また、被征服民のユダヤ人が信奉するキリスト教の聖職者というヨハネスの立場上のためか、彼の年代記は被害者意識に満ちた言葉で書かれている。このような難点はともかく、この史料の最大の利点は、ムスリム史料と違って、

法理論家の意見に煩わされていないということである。ヨハネスはセベルスの教会史にも登場する人物で (*Savirius*, *PO*, V, 20, 22, 32)、<sup>⑦</sup> ちょうどアラブ侵入のころ生まれたといわれている。<sup>⑧</sup> この年代記の記述は、六四三／四四年(ほぼ回暦二三年)、すなわちアムルの第一次総督時代で終っている。そこで、アラブ軍の侵入後、それまでのあいだのおよそ税制に関係ある記事を取りまとめてみたい。

まず、ムスリム軍の征服方針、および彼らが被征服民とのあいだに結んだ和約については、どのように描いているだろうか。この年代記の目次を見ると、「第一一四章、どのようにしてムスリム軍が *indiction* の一四年目に *Misir* 市をとり、一五年目にバビロン城塞の門を開かせたか」という項目がある (*John* 13)。ミスル市とは、バビロン城塞に隣接するいわゆる「バビロンの町」のことである。ところが年代記の本文には、この項目に当たる部分がない。ミスル市開城のさいに結ばれたはずの和約に関する記事が脱落しているのである。このことは、間接的にはあるが、エジプト人とアムルとの和約締結を伝える記事もあるので、明らかである (*cf.* *John* 195, *CXXI*, 36)。そんなわけで、内



容を知ることにはできないが、対ローマ人と対コプト人の差別が存在したことは確かである。<sup>5)</sup>

コプト人の農民に対しては課税方法も規定されていたらしく、しばらくして「農民に対する税 (taxes) は倍となり、そのうえ、ムスリムの軍馬用の馬草の供出をしいられた」とあるが、一方ローマ人の行政官らは逮捕され、財産を没収されている (John 182, CXIII, 4)。これはムスリム史料側から断定できる初期の征服方針——ローマ人に対しては「武力」、コプト人に対しては「和約」という征服方針が事実だったことを物語っている。このことは、Thebaid 州 (上エジプト) 征服の場合をみれば一層明らかである。すなわち Nikin 市の陥落 (西暦六四一年五月一三日) 以前、アムルは Thebaid 州の首府 Antioe (Ansina) に分隊を派遣したが、そのさいビザンツ軍の城塞は包圍して陥落させ、他方、住民はムスリム軍に服従して、貢納 (tribute) を支払っている (John 184, CXV, 9-11)。貢納の支払いはムスリム軍とのあいだに和約が結ばれたことを意味する。ただ、この貢納の内容については不明である。また Dennett は、ムスリム史料のいうバビロンの和約をアレクサンドリアの和

約の一部とみなし、バビロンでは、単に守備軍がアムルの約束を受け入れて撤退したにすぎなかったと主張し、その根拠にヨハネスの記事 (John 186-87) を引用しているが (七〇—七一頁)、しかしこれは、ミスル市の開城後もなお城塞を死守していたビザンツ軍についての話で、その取り決めもミスル市の和約とはなんらの関係もない。ビザンツ軍は生命の保障のみを得て、一方的に撤退したのである。

このようなビザンツ軍の撤退は、アレクサンドリアの和約 (John 193-94, CXX, 17-22) のちげども同様であった。ただ注意しなければならないのは、アレクサンドリアに立て籠ってムスリム軍に抵抗した軍隊のみ撤退を強制され、その他のローマ軍の帰国が認められていないことである。アレクサンドリアの戦いは、エジプトにおける最後の戦いであったから、その他のローマ軍とは、すでにムスリム軍に服属していた軍隊のことである。

ヨハネスの年代記のなかで、もっとも詳しく伝えられている和約は、アレクサンドリアの和約である。当時のアレクサンドリアの住民はほとんどローマ人で、それにユダヤ人がまじっていたと考えられるが、この和約は明らかにロ

ローマ人を対象にしている。そのことは「ムスリム軍を恐れ  
て逃亡し、アレクサンドリアに避難していたコプト人が、  
総主教 Cyrus に要望して、彼らが自分たちの都市に帰り、  
ムスリムの人民になれるようムスリム側と交渉させた」  
(John 194, CXX, 28) とあることから明らかである。なお  
このコプト人のための交渉によって、Cyrus による最後  
の和約が結ばれたわけであるが、その結果「ムスリム軍は  
南北エジプト全土を占領し、彼ら(エジプト人)の税(taxes)  
を三倍にした」といわれる。

さて、アレクサンドリアの和約の第一条件は一定額の貢  
納 (tribute) である。これまでは、ローマ人に対してはつ  
ねに徹底的に戦うか、全面的に撤退させるか、あるいは財  
産を没収するかなどの方針をとってきたが、ここに初  
めてローマ人に貢納を認めたのである。ムスリムにとって  
貢納を認めるといことは、その住民にズィンマイ dimma  
(保護) を与え、彼らの財産を安堵することを意味する。  
このような征服方針の変化は、カリフ、ウマルの政策転換  
に由来しているのである。<sup>④</sup>

この貢納の支払い期限は和約の調印と同時に始まり、十

一ヶ月間の休戦中も支払い義務が課せられていた (John  
199, CXX, 69)。それでムスリム軍は、ただちにその貢納額  
受領のためにアレクサンドリアに向かっている (John 194,  
CXX, 24)。この貢納は月決めだったようであるが (cf. John  
193, CXX, 18; 201, CXXI, 7)、額の数字は記されていない。  
しかし、かなり重い額であつたらしく、それも他のエジプ  
ト人に比較して、とくに苛酷な額をしいられたようである。  
その徴収方法については不明だが、「富者のうちには、そ  
の重圧に耐えかねて十ヶ月のあいだ身を隠す者もあつた」  
(John 199, CXX, 69) とあるから、課税基準はともかく、  
各人均等徴収でなかつたことは確かである。

やがてビザンツ軍の撤退完了と同時に、アムルが入城す  
る (John 199, CXX, 70-72)。だがその後まもなく、アムル  
はこのアレクサンドリアの貢納額を二二、〇〇〇金ディー  
ナールに増額したという (John 200, CXXI, 4)。ここで早く  
も条約の規定が一部破られたわけであるが、ヨハネスは、低  
エジプト州知事 Menas がこの税額をさらに上廻って、三  
二、〇五七金ディーナールも徴収したと述べている (John  
201, CXXI, 6)。Menas はビザンツ時代から引き続いて、低

エジプト州の知事に任命されていた人物で、ユプト人に対する圧制者として描かれている (cf. John 194-95, CXXI, 29)。すなわち、アレクサンドリアでは毎月支払わねばならないこの巨額のために、代わりに子供を差し出す者もあり、またそうした理由から、ユプト人のうち、これまで形ばかりのキリスト教徒にすぎなかった多くの者がイスラームに改宗し、なかには、逆に武器を取ってキリスト教徒と戦う者まで出てきたと云う (John 201, CXXI, 7-10)。Menas はユプト暦三六〇年 (六四三／四四年) にアムルにより免職されている (John, 200, CXXI, 4)。

この月額三二、〇五七「ディーナール」というのは、その後はあまり変化せず、保たれていたらしい。セベルスによると、'Abd al-Aziz b. Marwan が総督になった最初の年、すなわち回曆六五年 (六八五年) のころには、アレクサンドリアの税は現金で一日当たり一〇〇〇「ディーナール」であった (Sawirus, PO, V, 13)。月額三〇、〇〇〇「ディーナール」になるわけで、ヨハネスの記す税額とほぼ一致する。

ここで念を押しておかねばならないのは、用語上の問題である。ヨハネスの記事のうち、アレクサンドリアの「貢

納」を示す訳語は、その和約締結に関する部分では tribute となっていて問題はないが、そのほか、たとえばアムルがアレクサンドリアの「税」を増額して二二、〇〇〇「ディーナール」に決めた、という場合などは taxes となっている (John 200, CXXI, 3, 4, 6)。これはおそらく、アラビア語訳本では前者が g'izya に、後者が harag になっていて、その形がそのままエチオピア語訳本にも伝えられたためと考えられる。この harag は税一般の意味で用いられているのであるが、内容からしてまったく貢納そのものである。

しかるに g'izya と訳せず harag としたのは、アラビア語訳がなされる当時、すでにアレクサンドリアの租税を《g'izya》と呼べない事情が存在したからであろう。すなわち前述のように、アレクサンドリアは他に比して重い貢納額を課せられ、しかもその額が征服後たちまち増額されたこと、二五年に叛乱を起こしたなどが重なって、ムスリム学者のあいだで、「アレクサンドリアは征服された最初から《harag》を課せられた」とする見解がかなり早くから生まれていたのであろう。これに対しアラビア語訳者は、スルフの結果としての「貢納」が《g'izya》と呼ばれることを

知っており、また当時は、一般に *gizya* の語をそのように理解していたのであろう。

この訳法はセベルスの場合と対照をなしている。セベルスは十世紀後半の人であるが、彼は徹底して彼と同時代の語法にしたがって訳していて、《*Parag.*》は「租税一般」および「地租」の意味に、《*gizya*》は「人頭税」の意味にとっている。したがって、いま述べた 'Abd al-'Aziz b. Marwan の場合はむしろのこと、ミスル市の代表者たちがアムルと契約 (*shih*) を結び、それによって住民が租税を納めることになったその「租税」をも、*gizya* とせず《*Parag.*》の語で訳している (Sawirus, PO, I, 494)。

要するに、アレクサンドリアの租税は、もともと定額貢納であったが、ムスリム側の契約不履行、さらには徴税業務を委任されたローマ人の旧官僚によって、増額されていたのである。とくに、後者のローマ人による増税は、ローマ人对コプト人のしこりがアラブ征服後も尾を引いていたことを示している。

こうした増税によるムスリム側の契約不履行は、アレクサンドリアの場合に限らず、アムルがコプト人と結んだ和

約についても起きたらしく、ヨハネスはアムルのコプト人に対する無慈悲とその契約不履行を伝え、彼の野蛮性を悲憤している (John 195, CXX, 36)。また総主教 Cyrus の死の主因として、彼がコプト人に代わってしたムスリム当局への要望を拒絶された、すなわちムスリムが約束を守らなかったための精神的苦悩をあげている (John 199, CXX, 67)。<sup>⑧</sup> ヨハネスの表現に誇張はあるが、ここにムスリム当局の征服者としての姿を認めることができるのであり、また一方、被征服者側においても、征服者ムスリム軍と被征服民コプト人とのあいだにあって、中間的利益をあげようとするローマ人の旧支配層の残存していた事実がわかるのである。Dennett がヨハネスの年代記を史料として使用しながら、このような歴史的現実を無視し、もっぱら後世の意見が反映しているムスリム史料に頼ってしまったのは残念でならない。

結局ヨハネスによると、対コプト人の和約には、ミスル市とその管轄地 (おそろく旧 Augustamnia 州)、上エジプトの Thebaïd 州に関するもの、および各地からアレクサンドリアに逃亡していたコプト人を対象としたものがある。

一方対ローマ人のものは、アレクサンドリアの和約のみである。ただローマ人といっても、これはあくまで市民についてであり、軍人はビザンツ本国に撤退しなければならぬ。アレクサンドリアの和約以前では、ローマ人に対してはつねに「武力」征服を行っていたが、これも厳密にはローマ人の軍隊および上級の行政官を対象としており、市民の取り扱いについては不明である。おそらく、アラブ軍は原住民のコプト人との区別をつけず、各地方行政体のなかに組みこんでいたと思われる。それは、たとえば各州の知事に、ローマ人が征服後もなかく任命されていたことからいえるであろう。<sup>④</sup>

これらの、和約の第一条件である貢納は、もともと定額であったが、それが次第に増額されたことはすでに述べた通りである。ただ残念ながら、この額を決定づける課税基準の内容はまったく不明である。再三にわたって増額されたというのであるから、アラブ史家の一人当たり二ディーナールという率が、征服当初から存在したとする Denett の主張が無意味なのは確かである。もっとも、州知事の地位さえ旧支配者のローマ人に占められていたほどであるから、徴

税方法もビザンツ時代のそれを引き継いでいたであろう。

なおヨハネスによると、デルタ地帯の二州 Arcadia (al-Fayyum) 州で、前述のローマ人の知事たちが指揮して、通常の税のほかに馬草、牛乳、蜂蜜、果実、なら、その他の産物をコプト人から付加租として徴収し運ばせたという (John 195, CXXI, 30-31)。この記事そのものは、アレクサンドリアの和約成立後の休戦期間中のことに触れているのであるが、こうした産物の徴収は、ミスル市の開城後すでに行なわれている (John 182, CXXII, 4)。その目的はむしろアラブ・ムスリム軍の維持にあり、占領区における一種の物資徴発とみなすことができる。幸い、文字通りこのような徴発行為を証明するパピルス文書が残っている。PERF. n. 556, p. 558 がそれで、これらは六四三年の一月と四月の日付をもつ徴発命令書である。<sup>⑤</sup>

PERF. n. 556 はアムルより Herakleopolis の pagarch (県の長官)宛に出されたもので、アラブ軍の將軍に二 solidi (金貨) 相当量の馬草、および彼の軍隊の手当として戦士一人当たり一アルデブの小麦をしかるべき場所へ引き渡し、その受領の証明を受けるよう命令しており、その裏面には、

当該住民から二 solidi の馬草を受け取ったという將軍の裏書がある。PERF n. 558 は上エジプト派遣軍の司令官 'Abd Allah b. Ġābir より Herakleopolis の pagarch 宛に出された宣告書で、Herakleopolis 駐在の麾下のアラブ軍の維持のために、六五頭の羊を供出するよう命じている。日付はユプト暦三五九年 pharmouthi 月三〇日、回曆二二年 *ḡunada-lawwal* 月二九日で、西暦では六四三年四月二五日となる。そして裏面には、その羊が引き渡されたことを示す裏書がある。

なおアラブの戦士に、手当として一人当たり一アルデブの小麦が支給されることは PERF n. 555 によってもわかる。この給付の小麦は、いわゆるムスリム軍の俸餉 *ḥiḡq* のことで、キンディー al-Kindi によると、その額は一人当たり年二一アルデブ、月一アルデブであったといわれ (cf. Kindi 104)、パピルス文書に記されている額と一致する。バラズリー n. 534 の三アルデブという伝承は偽作である。またこのように小麦などの現物租の徴収は、あくまで支出額、すなわちムスリム軍が消費する経費額を基準としており、一部のムスリム史料が伝えるような、納税者であるユプト

人の人口や土地の面積を基準とする方法によっていない。この矛盾を解決するためには、さらに一層の検討を要する。<sup>④</sup>

#### 四

ヨハネスの年代記から知りうることは、ほぼ以上で尽きる。まとめてみると次のようになる。

(1)アレクサンドリアにしろ、エジプトの各州にしろ、征服当初、一定額の貢納の支払いが協定され、これが現金税となつている。ただしアレクサンドリアは他に比べて苛重な額を課せられた。

(2)この現金税の納税者に対する課税基準、徴収方式はいずれも不明であり、また人頭税、土地税の区別があったか、あるいは、この現金税が人頭税と土地税とからなっていたかどうか不明であるが、実際の徴収額は貧富によって差があった。

(3)ムスリムに改宗すれば、なんらかの税負担を免れることができた。

(4)貢納額は再三増額された。

(5)現金税のほかに、小麦、馬草、その他の産物が現物租

として徴収されたが、その徴収基準は、負担者の所有地面積など納税者側にあるのではなくて、その現物租を受け取るムスリム軍側にあり、その経費額如何によって、現物租の徴収額も決定される。したがってこの現物租は、いわば臨時税であった。

はなはだ漠然としたことしかわからなかったが、それでも、これをさきのムスリム伝承と対比し、両者に共通する部分とそうでない部分との区別を行なえば、それが、征服当初の税制を知るうえで一つの重要な手掛りとなることが判明した。

ところで、アムル時代の徴税方法を述べたものとして有名な伝承が、イブン・アブドゥル・ハカムに記載されているが (Hakam 206-07, cf. Hittat I, 123-24)、ここでいま述べたような意味での再検討を推し進めるために、この伝承を取りあげてみたい。なお前述のイブン・アブドゥル・ハカムの③から⑥までの諸伝承とは性質を異にするのであるが、便宜上これをハカム④と名づけておく。この伝承資料はこれまでたびたび紹介され、本邦でも前半の部分のみであるが、藤本勝次氏によって解説されている。<sup>44</sup>ただアラビア語

が難解なため、解釈に相違があり、その資料的価値が十分に生かされていない。そこで訳文を載せて逐次検討したいが、それでは煩雑になるので要旨のみにとどめたい。

この伝承は Yazid b. Abi Habib → Ibn Lulay'ā → 'Uman b. Salih の系譜によって伝わっているが、この系譜そのものに問題はなからう。冒頭は次のようになってい  
「(征服が一段落し、) 政務をととのえることができるようになる  
と、'Amr b. al-'As は、コプト人たちがビザンツの徴税〔方式〕 (gubayat al-Rūm) にしたがって、自主的に徴収すること  
を認めた。」

ここで「ビザンツ時代の徴税法によって、コプト人たちが自主的に徴収する」とあるのは、これまで述べてきたような、スルフにおける課税条件、すなわち「成丁一人当たり二ディーナールもしくは一ディーナール」などの規定と一見矛盾するようにみえる。しかしそうではない。後者の条件というのは、アラブ征服者がコプト人に課すべき貢納額を算出するための課税基準であって、しいていえば、これはあくまでアラブ側の問題である。それに対し、実際の徴税法は、従来通りビザンツ時代の方式を踏襲し、同時に徴

税業務もコプト人の自治に委ねたのである。この両者の關係を誤解してはならない。実は、アラブ当局が課税基準によつて算出した貢納額を、納税者であるコプト人がどのよう消化したか、すなわちアラブの提示する貢納額とビザンツの徵稅方式とのかね合い如何が、税制史上のキー・ポイントになっているのである。征服当初、アラブ・ムスリムはいわば少数の軍隊集団であり、被征服民に貢納を課しても、その実際の徵收業務はコプト人やローマ人の旧官僚層に委ねるほかはなく、一方、彼らが支配者のアラブに代わつて、コプトの人民から徵收するのであれば、その方法にビザンツの徵稅方式を採用するのは当然といわねばならない。以下、伝承の要点を列記すると次のようになる。

- (1) 徵稅 (shaya) は稅務調査 (shahid) に基づいて行なわれる。すなわち、当該村落の繁榮 (村としての生産量) の度合と人口の多寡にしたがつて稅額も増減する。
- (2) 村の書記、村長、村民の代表者らによる村の生産量・人口数の審議とその村としての分担〔可能〕額 (qisma) の査定の會議が、各村落ごとに開かれる。
- (3) 上記の分担査定額の当該 kura (県) への提示とその合算。

kura の担当者と諸村の代表者からなる會議により、その kura の總分担査定額を諸村の負担能力 (主として人口数) と播種地面積数に応じて、各村に割り当てる。諸村の代表者たちは、それぞれの割当額 (qasb) をもつて自分の村に帰る。

(4) 村当局は、この割当額と、村民および耕地に kharaj (現金税) として法的に課せられる村の稅額とが一致するよう調整し、この額を細分して、各村民に負担させる。

(5) ただし土地のうち、教会、公衆浴場、舟の費用に充てられている土地は、非課税地として除外し、その地積数 (単位 iaddam) を繪面積数より差し引く。またムスリム軍の款待 (qiyata) 政府役人の滞在費のための土地もその面積数を差し引く。

(6) 村内の職人、日傭いに対し、彼らの負担能力に応じて割り当てる。またもし流亡者 (salaya) がいれば、同じようにその負担能力にしたがつて割り当てる。ただし成人男子か妻帯者に限られる。(7) 残額の kharaj を地積数に応じて村民 (農民) に割り当てる。ただし割当は耕作能力に応じ、耕作希望者に対して行なわれる。

(8) 耕作する能力のない者の土地は、その人に代わつて、その割當稅額を負担する能力があり、またそうした割當の増加を希望する者に割り当てられる。もし苦情が出れば、その希望者の人数に応じて割り当てる。その方法は、一ディーナル二四 qirat



の割で土地を分割し、税額を割り当てる。

(9)彼ら(土地耕作者)には、現物租(*dariba*)として、一フェェーダーンにつき二分の一アルデブの小麦と二ワイバの大麥が課せられる。ただし、クローバーには現物租はない。

この資料は、一見して明らかないように、エジプトの税務行政単位としてもっとも一般的な、ユプト人の村落共同体について述べられている。当時は、この村落共同体に限らず都市共同体の場合においても、政府に対する納税責任は、共同体が全体として負うのである。まず(1)では、徴税法の大原則が明示されているわけである。村落の負担税額を決定する要素は、その村の人口と土地の生産量とからなり、したがってそのために、税務調査、すなわち戸口調査と地積調査が行なわれる。エジプトの場合「土地の生産量」というのは、単に耕地面積やその播種の度合ばかりでなく、洪水の度合が問題で、むしろ、これが土地の生産量を見込む場合の最大の要素になる。そうした調査の結果をもとに、村当局者たちが合議によって共同体としての分担額を査定し、これを上級の行政官庁である *Kura* 庁(県庁)へ提示する。むろん、同時に調査資料も提出されたであろう。

そこで(3)にあるように、*Kura* の政庁では、自己の管轄内の村落その他がそれぞれ提出した分担査定額を総合し、各共同体で不公平のないように、諸村の代表者とともにふたたび各村の分担割当額を決定する。これには *Kura* (*Pagarchy*) の長官 *Pagarch* が重要な役割を果たしたと思われる。この資料では記されていないが、同時に *Pagarch* は、さらに上級の官庁すなわち州の税務庁に、さきに決定した諸村の割当額を通報したとみなされる。ビザンツ時代、エジプトは *Egyptus*, *Libya*, *Thebaid*, *Augustamnia*, *Arcadia* の五州からなっていたが、ヨハネスの記事(*John 194.95*)に明らかのように、この行政区画はイスラーム時代後もしばらく継承されている。そのうえ、アムルの第一次総督時代には、まだアル・フスタートの中央政庁は設立されておらず、これが設立され、税務行政の中央集権化が始まるのは、第二代総督 *Abd Allah b. Sa'd* (在位二五—三五年)の時代になってからである(*Sawirus, Po. I, 501*)。

一方、*Kura* の官庁でそれぞれの割当額の決定を受けた村の代表者らは、自村に帰り、今度は実際に村民の各個人に税額を割り当てるわけである。ただこの個所の原文が非

常に誤解を招きやすい表現をとっているため、従来の解釈には無理があった。(4)にあたる部分は「村の割当額(ḡasm)と村〔の賦課人口〕および村内の耕作地の *ḡarḡ* とを合致させ、そのうえで細分する」となっている。この *ḡarḡ* について、A. Grohmann が Dennett さんに「土地税」ととったため、非常に苦しい解釈をしており、また藤本氏は「租税一般」ととったが、その語義を乱用したため、飛躍した解釈を下している。「租税一般」の場合はあくまでその意味にとどめるべきであり、氏のように、さらにこれを「村自体の必要経費としての諸税」、いわば「村税」と解釈するのは行きすぎであろう。《*ḡarḡ*》には「地租」や「租税一般」のほか、「現金税」の意味があり、当面の *ḡarḡ* の語もその意味で用いられている。

この「現金税」というのは、(9)に出る《*ḡarḡ*》すなわち「現物租」に対応しているのである。「現金税」と解釈すると、(1)(2)の部分で明らかのように、課税の対象は「人間」と「土地」とからなっているのであるから、この *ḡarḡ* を修飾している語句「村および村内の耕作地」の最初の「村」の部分には、「賦課人口」の語が略されているのがわ

かる。いいかえれば、この現金税は人頭税と土地税とからなっているのである。そして、その村全体としての現金税といえは、それはとりもなおさず、村に与えられた割当額(ḡasm)と額のうえで一致しなければならぬものであり、すると、三者三様の解釈をされたしまった動詞《*ḡama'a*》は「合計する」とか「当てはめる」とか「あつめる」などの意味でなく、額のうえで両者を「合致させる」という意味であることも明らかとなる。村落共同体として政府に納めるべき税そのものが、一面から見れば割当額(ḡasm)となり、また別の一面から見れば現金税《*ḡarḡ*》となつているのであつて、それぞれ別個のものでなく、ましてや両者が額のうえで「合計」されることはありえない。

このように「割当」といっても、単純なものでなく、またコプト人のまったく自主的な操作に委ねられるものでもなく、各納税者に割り当てられる場合でも、あくまで人頭税と土地税という線に沿って課税されたのである。要するにアラブ征服者は、徴税業務やその方法についてはコプト人の自主に委ねはしたが、彼らの課税方針は、たとえ村落内の徴税であってもコプト人に遵守させたのである。エジプト

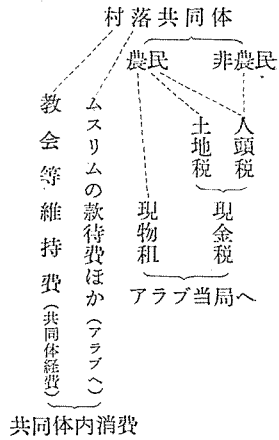
の征服が始まった当初はともかく、アレクサンドリアも陥落して征服事業が一段落し、本格的な税務行政にとりかかるところには、アラブ当局はすでに人頭税と土地税とを明確に区別しており、ただ両者を併わせて、一本の「現金税」として徴収したにすぎない。

次に(5)の部分は、現金税を割り当てるさいのいわば但書で、村全体の耕地のうち、村落共同体の経費を充当するための土地は、非課税地としてあらかじめ控除したことを示す。納税者への割当は、(6)(7)にあるように、まず農耕以外の職業に従事している者、いわば人頭税のみを支払う者に対して行なわれ、次にその残額が農民のあいだで、地積数に応じて分割される。「残額の Part」<sup>1</sup>とある《Part》も、むしろ「現金税」の意味である。農民もやはり人頭税を払うのであるが、農民と土地とは不可分の関係にあるため、人頭税と土地税との区別は、觀念上もしくは役所の税務簿上のことにすぎず、彼ら自身には、實際上ほとんど区別されていなかったと考えられる。

(8)の部分は、いわば一方から見れば農民、他方から見れば土地に対する割当の方法を述べたものである。原文を文

字通り解釈すると、土地はすべて村落の共有地とみなされる。農民は、割り当てられた土地の面積に応じて土地税を支払うとともに、人頭税をも支払うわけである。しかもこの現金税のほかに、(9)にあるように、割り当てられた地積数と、一フェッダーン当たり二分の一アルデブの小麦ブラス二ワイバの大麦の比率とによって、現物租をも支払わねばならない。

以上のことから、村落共同体が負担しなければならない税種とその構成を略述すると次のようになる。まず共同体全体としては、村の教会等の維持費とムスリムの款待費ほかがある。前者は共同体自体のためであり、後者はアラブ・ムスリムのためであるが、いずれも、共同体内部で消化される。次に各納税者についてみると、村落共同体の構成員は主として農民と非農民に分かれるが、非農民は人頭税のみを支払い、農民は人頭税と土地税を支払う。そして非農民の人頭税と農民の人頭税および土地税とが、村の現金税を構成する。さらに、農民は地積数に応じて現物租をも支払うが、さきの現金税とこの現物租とがアラブ当局へ送付されるのである。図式化すると次のようになる。



こうしたさまざまな事実が判明する点、この資料はきわめて高い価値をもっているといわねばならない。なお当然のことながら、この資料に伝えられている徴税方法とビザンツ時代のそれとが比較されねばならない。しかし、本稿ではもはやそのゆとりがないので、ただビザンツ時代の税の主体は、現金税と現物租からなっており、その限りにおいては、上記の伝承の徴税法となら矛盾していないとだけ述べて、詳細はのちの機会に触れたい。

## 五

さて、ここで改めて、ムスリムの諸伝承とヨハネスの年代記、それに前節で検討したハカム④の伝承の三者を対比

してみたい。なお最初のムスリム諸伝承は、前述の通りハカム⑤とバラズリーロ。534、ヤアクービーの三種に還元される。

まず、ビザンツ時代の税制も含めて、これらすべてに共通する点は「現金税」の存在であった。したがってこれが我々の問題解決の糸口となる。この現金税が人頭税と土地税からなっていたか否かは、ヨハネスでは不明であったが、「人頭税を含む」という点ではいずれも共通していた。しかし、それがただちに「現金税すなわち人頭税で、土地税を含まない」という意味に置きかえられるかどうかは疑問である。そうした断定をしているのはハカム⑥で、その第②条件は「土地に賦課はない」となっていた。しかし、これと同時に Yazid b. Abi Habib の伝承では、いずれもこの条件はなく(本稿60、67頁参照)、とくにハカム④では、土地税の存在は明白であった。土地非課税の規定は、ハカム⑥の伝承者 Ubayd Allah b. Abi Ga'far がスルフ理論を固執し、同時にコプト人の立場を擁護するうえから、彼自身が付加したと考えられる。むしろ彼のいう「ジズヤ」としての一人当たり「ディーナール」は、人頭税の一ディーナール

ルと土地税の一ディーナールとに分極化される。これはムスリム諸伝承のみの推察からいえず、また農民の人頭税が一ディーナールであったことからいえる(本稿69頁参照)。

もつとも、非農民の場合、土地税は支払わないのであるから、「ジズヤの二ディーナール」は、現実にはそのまま人頭税を意味したとみなされる。ただ土地税は、農民がそれぞれ耕作する地積に応じて課せられるのであるから、一人当たり一ディーナールというのは、あくまでアラブ当局側が便宜上想定した額にすぎない。またそうした介在がなければ、非農民の人頭税を二ディーナールと決めることもできなかつたのである。したがって「一人当たり二ディーナールのジズヤ」という場合の「ジズヤ」は、農民、非農民いずれの場合においても、現金で支払われる「貢納」を意味しており、アラブ側の立場からの名称にすぎない。Dennettのように、これをそのまま「人頭税」と解することはできない。このようなジズヤの語の使い方は、ウマイヤ朝においても引き続き用いられたのであって、上エジプトのAphrodito 出土のパピルス文書のうち、各村落に宛てられた納税命令書(entangion)にみえる《Bisyra》も、そうした

意味で用いられており、それだからこそ、そのギリシア語が *δημόσια* (public taxes) となっているのである。<sup>⑤</sup> この「貢納」が、C. H. Becker の唱えたような単純なものではないことはいうまでもない。

ところでこのような貢納は、征服のさいのスルフでは一定額とされていたが、アラブ側の契約違反から、征服が一段落するまでに再三にわたって増額された。このことはヨハネスの年代記によって明らかである。もし増額するとすれば、人頭税は一人当たり一ディーナールで固定しているから、土地税しかない。すると、アラブの征服者が想定した土地税一人当たり一ディーナールという額は、増額の結果とみなされる。すなわち、アラブは最初から一人当たり一ディーナールの土地税を見込んだのではないのである。こうして、征服が一段落したとき、「貢納」は人頭税と土地税と併せて二ディーナールとなっていたが、その「貢納」ジズヤが、のちになると「人頭税」の意味に置きかえられ、土地税は別途に徴収されることになるのである。おそらくこの税制改革のさいに、アラブ当局から地積当たりの課税率が提示されたものと考えられる。すなわち、ハカム<sup>④</sup>の

伝える段階では、土地税は地積数に応じて徴収されるとはいえ、それはあくまで村落内の自主的行為によることであり、その課税率そのものは、なにもアラブ側から指示されていないからである。その率が規定されていたのは、次に述べる現物租についてのみであった。

ハカム④では、現物租 (*dariba*) はムスリム軍の款待費などと課税・徴収いずれのうえからも區別され、そのうえ小麦や大麦の穀物に限定されていた。すなわち、この場合の現物租はむしろ「穀物税」とした方が適切である。これは、前述の納税命令書類に出る《*dariba*》とまったく同じ概念をもっている。ところがこのような現物租の規定は、ヨハネスの年代記やギリシア語パピルス文書が伝える内容と矛盾する(本稿76―77頁参照)。実は、この矛盾は年代的相違に由来している。ヨハネスでは、小麦については不明で、ムスリム軍の維持に供される馬草、牛乳、蜂蜜、果実などの徴発の事実しかわからないが、同時代のパピルス文書によって、この徴発の基準は、あくまでムスリム軍の消費する量に置かれていたことを知りえた。当然のことながら、これら両史料の示す征服の途次、およびその直後の時代では、

まだ現物租に関する税法は確立せず、戦士の手当となる小麦でさえ、軍事徴発的に、いいかえれば臨時付加租として徴収されたのである。

しかし征服が一段落し、税務行政が整えられるようになると、現物租も恒久的な税として徴収することになり、保存・輸送に便利な小麦と大麦に限ってこれを《*dariba*》とし、その徴収率をも決めたのである。この現物租の徴収は、ハカム④の前文にもあったように、むしろビザンツ時代の現物租の概念がそのまま利用されたにちがいない。ハカム④とヤアクービー⑤とは、この徴収基準が地積と産額で相反するが(本稿68―69頁参照)、ビザンツの制度や後世のそれからすれば、地積基準を取るべきであろう。いずれにしても、額のうえでは大差はなからう。

こうして現物租の徴収が税法のうえで確定すると、同時に「ムスリムの款待」などの概念も明瞭となる。これらは、まだ多分に臨時税的な雑税としての意味をもつて、村落共同体内で処理することになるのである。なおハカム④に見える村落内での場合も含めて、以上のような各租税の実際の徴収方法についても検討しなければならないが、これは

のちの機会に触れることにし、最後に、あくまでアラブ側からみた課税基準ということで、征服事業が一段落し、政務が整えられるようになった時点における税制の要点を列記する。

コプト人村落共同体の場合

一、税の主体は現金税と現物租からなる。アラブ当局は前者を「貢納」とみなして、《*ḡizya*》と呼び、後者を《*darība*》と呼ぶ。この「貢納」は初め定額であったが、再三にわたり増額されたもの。

二、現金税は、農民の場合「人头税」と「土地税」に分かれ、前者は成丁一人当たり一ディーナール、後者は同じく平均一ディーナールを支払う。ただし土地税の計算は耕地面積を基準とし、両者は一括徴収される。非農民の場合は「人头税」として二ディーナール支払う。

三、現物租となる穀物は土地そのものにかかり、単位面積（フェッダーン）当たりの一定比率をもとに、地積数に応じ耕作農民から徴収される。

四、ムスリムの款待費ほか、主としてアラブ軍の維持費と政府役人の滞在費などはその都度村落（もしくは *kura*）

内で調達し充当する。

五、村落共同体経費は、村民の共同負担としてアラブ当局に関係なく、村当局によって徴収・支弁される。

なおアレクサンドリアの場合を付記すると次のようになる。

一、現金税として「貢納」を支払う。定額であったが、最初からコプト人の場合より重く、しかも再三にわたり増額された。

二、コプト人村落の場合と異なり、現金税の主体は「人头税」である。税務行政はアレクサンドリアの自治に委せ、アラブ側からの一人当たりの基準額の提示はなかった。各市民への割当はビザンツ時代の方式にしたがい、貧富により差がある。

三、二五年の叛乱以後においても、貢納とアレクサンドリアの自主的徴税の原則は変わらず、この貢納額もウマイヤ朝初期までほとんど変化しなかった。

① 本稿の引用頁数は、Dennett のそれも含めて、すべて筆者の用いた版本で統一した。

② Dennett の考えによると、*ḡizya* と *harāḡ* は同意語として租税一般の意味に用いられたが、一方後世と同様に、最初期からそれぞれ *ḡizya* は「人头税」、*harāḡ* は「地租」の特殊な意味をもっていたという（二一—三七五—七七頁）。従来 Weilhansen が確立し、





- ②① 前掲拙稿六八、七一頁。
- ②② Ibn Sa'd VII, 517; Sanyūtī I, 161.
- ②③ 前掲拙稿六八頁。
- ②④ Ibn Sa'd VII, 508; Sanyūtī I, 113.
- ②⑤ Baladurī n. 544 (p. 255) はこの伝承を簡略化したものである。ただ、一村ではなく、「エジプトの民」に、and があるとし、しかも六条件のうちの「増税されないこと」という句が、「彼らには増税されることのないラージヤを課した」となっていて、後世の意見に都合のよいように、内容を完全に歪曲してある。
- ②⑥ 嶋田襄平「トマンマ下の租税制度」『史学雑誌』第六十九編第十号) 参照。
- ②⑦ 嶋田襄平「大征服時代のアル・サワードのスルフ」『中央大学文学部紀要』一四) 八八—九〇頁参照。
- ②⑧ cf. Dennett, chapter IV, Syria.
- ②⑨ cf. R. Rémondon: Papyrus Grecs d'Apollônios Anó, (Le Caire, 1953), 109.
- ③⑩ Hakan 218-27; John 195, CXX, 31.
- ③⑪ イラークの場合については嶋田「大征服時代」九四頁参照。
- ③⑫ cf. Dennett, chapter IV, Syria; L. Casson: The administration of Byzantine and early Arab Palestine, (Asyptus 32, 1952), 60.
- ③⑬ 前掲拙稿七二—七三頁参照。
- ③⑭ これはもともとギリシア語で書かれたが、のちそれがアラビア語訳され、さらに十七世紀初に、そのアラビア語訳本からエチオピア語訳され、現在はそのギリシア語原典もアラビア語訳本も散佚して、エチオピア語本しか残っていない。そのうえ残念なことに、翻訳過程中心省略箇所や脱漏部分などができたりして、不完全なものになってい

③⑮ cf. John p. iii.

- ③⑯ セベルスでは、ミスル市の主だった人々がアムルと契約 (and) を結び、コプト人は保護を得たが、ローマ人は減ぼされたということになっている (Sawirus, PO, I, 494)。
- ③⑰ 前掲拙稿七二—七三頁。
- ③⑱ 前掲拙稿七二—七三頁参照。イブン・アブドゥル・ハカム記載のアレクサンドリア征服の記事は、いずれも後世の、実際的にはほぼワマル二世前後ごろの意見を反映したものであったが、すでにそれらの伝承では、アレクサンドリアの賦課を事実にして、*harag* だと伝えている。一方コプト人の賦課については *harag* の語が用いられているが、彼らの賦課ものには *harag* と示し、*iziza* は純然たる人頭税を意味するようになったから、この点からも、アレクサンドリアの武力征服説は早くから生まれたとみなされる。
- ③⑲ ただし、アレクサンドリアの和約の条件であった教会不可侵は、アムルの在位中忠実に守られ、教会の財産からは何も取られなかったと云う (John 200, CXX, 3)。この点は、その後教会領も課税された事実と対照をなしている。
- ④⑩ cf. John 194-95, CXX, 29; 200, CXXI, 4; Sawirus, PO, V, 52; Rémondon 5.
- ④⑪ A. Grohmann: From the World of Arabic Papyri (Cairo, 1952), 113-16. 原文やその見解がよむべきだが、PERF n. 555, 557, 559, 560, 561 がそれぞれこのような徵稅命令書である。
- ④⑫ たまたま PERF n. 561 では、一フルテブと三分の一が支給されている。
- ④⑬ ムスリム史料で、つねに法制上のニエアンスを帯びて描かれる「戦利品」については、逃亡したキリスト教徒の財産を戦利品として没収したと云う (John 182, CXIV, 1) アレクサンドリア遠征などから得た戦利品を戦士たちに分配したと云う (John 183, CXV, 4) などがある。しかし、これらの戦利品に土地も含まれていたかどうかはわからない。またアレクサンドリア征服以前のことでもあり、動産に限ら

れづゝたと考へられる。

- ㊦ Dennett 88-91: A. Grohmann: Aperçu de Papyrologie Arabe, p. 62 ff. 藤本勝次「初期イスラム時代エジプトの税制に関する一史料 (ついで)」オリエンタリスタ 6/1, 八五—九三頁。
- ㊧ A. Grohmann: Arabic Papyri in the Egyptian Library, vol. III, n.° 160-163; C. H. Becker: Papyri Schott-Reinhardt

I, 82-85, 108-113.

〔付記〕 本稿註㊦の Gudama は東京大学山本達郎教授がパリの Bibliothèque Nationale から招来されたマイクロ・フィルムを参照するにすぎない。同教授の御好意に改めて謝意を表したい。

(京都大学講師)

## *Shōshin's "Ketsumyaku-monjū" and Shinran's group*

—especially based on the newly  
found text 'Renkōji Manuscript'—

by

Takehiko Furuta

It has been generally acknowledged hitherto that "*Shinranshyōnin's Ketsumyaku-monjū*" 親鸞聖人血脉文集 is a literature which was falsified by *Yokozone* 横曾根 group. However, after a comparative study of the old various manuscripts, especially through the intensive criticism of newly found text "*Renkōji* 蓮光寺 Manuscript", we came to an evident conclusion that the literature was a compiled book by *Shōshin* 性信 himself who was the leader of the *Shinran's* 親鸞 group in *Kantō* 関東 district. The following facts may be positively proved:

1) "*Senrinji* 専琳寺 Manuscript" is undoubtedly a falsified text in which a portion of the so-called 'Succession through Three Generations' 三代伝持 was intentionally inserted.

2) "*Ekū* 恵空 Manuscript" too, contains several fallacies in its important parts.

3) Besides, there are many fallacies and omissions in all the prevailing texts on which we depend up to now.

4) It was *Shōshin's* most sincere intention in his "*Ketsu-myaku-monjū*" that each member in the *Shinran's* group had to success '*Kongō-shinjin*' 金剛信心 (the firm belief) as the religious tradition named '*Ketsumyaku*' 血脉.

## The Taxation System of Egypt under the Arab Conquest

by

Makoto Shimizu

About the history of taxation system in early Islam D. C. Dennett has left his valuable works, though his study has many weak points from the beginning, for he used Muslim *hadīth* literature without any criticism and he gave little attention to the historical development of the taxation system from the beginning of the conquest to the middle

period of the Umayyads.

In this article, considering the speciality in the *hadith* literature and making the best of historical works by the conquered Christians, the author explains what system of taxation was established in Egypt under the Arab conquest.

## A Mental Climate of American Progressivism

—the Role of Gladden in Social Gospel—

by

Kayoko Kodama

The Social Gospel movement, formed in response to the challenge of the industrialism and of scientific thoughts given to American Christendom during the half century after the Civil War, was pushed forward by many ministers (mainly Protestant) with various inclinations that ranged from conservatives, radicals and middle-of-the-roadists.

Washington Gladden, commonly called “the father” or a “pioneer” of the Social Gospel, was essentially a man of the middle-of-the-road, and may be called a representative Social Gospeler as well, because, his views and proposals were mostly taken into the 1912 Formulation of the Programs of the most representative organization of the Social Gospel, *i. e.*, the Federation of the Churches of Christ in America.

Accepting the major achievements of the Higher Criticism, Gladden emphasized the importance of realizing the righteousness and the law of love taught in the Bible, and gave the incentive and the ultimate goal for the social reform from the religious dimension. He made use of the evolutionism to inculcate the optimistic faith in, and the sense of duty for, progress. Speaking for the rights of the laborers and the poor, he preached that cooperation was better than competition and that more public control and supervision should take the place of *laissez-faire*. Thus he helped smoothen the way of America towards the revised capitalism and the social welfare state, and contributed to the institutionalization and combination of the churches in America in the process of their adaptation to modern society.